

各 位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安倍秀雄  
問合せ先 E T F ビジネス開発部 今井幸英  
(TEL. 03-6447-6581)

## 投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、別紙1記載のE T Fにおける各投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の内容およびその理由

対象E T Fについて、以下の通り、各投資信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

#### <変更内容および理由>

##### ◆対象E T Fにおける取得および一部解約の申込不可日に関する約款変更

各対象E T Fにつきまして、分配金予想額の開示日が計算期間終了日の2営業日前（計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前）に変更されたため、受益権の取得および一部解約の申込不可日もこれに合わせて変更するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※各投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙2をご参照ください。

#### 2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2020年4月8日  
約款変更実施日（対象E T Fにより異なります。）: 別紙1記載の日付  
(2020年4月9日以降、順次)

#### 3. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

別紙1. 該当するE T F銘柄一覧

別紙2. 各投資信託約款の新旧対照表

以 上

## 該当するETF銘柄一覧

| 銘柄コード | ファンド名  | 申込不可日<br>(変更後)  | 約款変更<br>実施日    |
|-------|--|---|----------------|
| 1481  | 上場インデックスファンド<br>日本経済貢献株                      | <p>&lt;取得/一部解約ともに変更&gt;</p> <p>取得申込日/解約請求日が計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日/解約請求日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間)に該当する場合</p>                        | 2020年<br>4月9日  |
| 1490  | 上場インデックスファンド<br>MSCI日本株高配当低ボラティリティ<br>(βヘッジ) |   |                |
| 1578  | 上場インデックスファンド<br>日経225(ミニ)                    |   |                |
| 1586  | 上場インデックスファンド<br>TOPIX Ex-Financials          |   |                |
| 1592  | 上場インデックスファンド<br>JPX日経インデックス400               |   |                |
| 1358  | 上場インデックスファンド<br>日経レバレッジ指数                    |   |                |
| 1486  | 上場インデックスファンド<br>米国債券(為替ヘッジなし)                | <p>&lt;取得のみ変更&gt;</p> <p>取得申込日が計算期間終了日の2営業日前となる場合(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合)</p> <p>※一部解約については、体裁のみの変更となり、実質的な内容変更はございません。</p> | 2020年<br>4月11日 |
| 1487  | 上場インデックスファンド<br>米国債券(為替ヘッジあり)                |   |                |
| 1555  | 上場インデックスファンド<br>豪州リート(S&P/ASX200 A-REIT)     |   |                |
| 1566  | 上場インデックスファンド<br>新興国債券                        |   |                |
| 1677  | 上場インデックスファンド<br>海外債券(FTSE WGBI) 毎月分配型        |   |                |
| 1495  | 上場インデックスファンド<br>アジアリート                       |   |                |
| 1547  | 上場インデックスファンド<br>米国株式(S&P500)                 |   |                |
| 1554  | 上場インデックスファンド<br>世界株式(MSCI ACWI) 除く日本         |   |                |
| 1680  | 上場インデックスファンド<br>海外先進国株式(MSCI-KOKUSAI)        | 2020年<br>4月21日  |                |
| 1681  | 上場インデックスファンド<br>海外新興国株式(MSCIエマージング)          |   |                |
| 2521  | 上場インデックスファンド<br>米国株式(S&P500) 為替ヘッジあり         |   |                |

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド日本経済貢献株 約款

## 約款の新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>) に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>) に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第50条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>) に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (略)</p>                                | <p>(一部解約)<br/>第50条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>) に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>                                      |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>)に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>)に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第50条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>)に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (略)</p>                                | <p>(一部解約)<br/>第50条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>)に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>                                      |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>)に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>)に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第49条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>)に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (略)</p>                                | <p>(一部解約)<br/>第49条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>)に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>                                      |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>)に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>)に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第49条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>)に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (略)</p>                                | <p>(一部解約)<br/>第49条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>)に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>                                      |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>)に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>)に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第49条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>)に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (略)</p>                                | <p>(一部解約)<br/>第49条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>)に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>                                      |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>) に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑦ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>) に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>④～⑦ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第49条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>2営業日前以降の2営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u>) に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けけないものとします。</p> <p>④～⑨ (略)</p>                               | <p>(一部解約)<br/>第49条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がこの信託の計算期間終了日の<u>3営業日前以降の3営業日間</u> (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前以降の4営業日間</u>) に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けけないものとします。</p> <p>④～⑨ (同 左)</p>                                     |



追加型証券投資信託 上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジなし） 約款

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド米国債券（為替ヘッジあり） 約款

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>取得申込日が第32条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合）</li><li>取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li><li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li></ol> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</li><li>取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日</li><li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li></ol> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第41条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一部解約の実行の請求日が第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間となる場合）</li><li>一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li><li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li></ol> <p>④～⑧ (略)</p>        | <p>(一部解約)<br/>第41条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、<u>一部解約の実行の請求日</u>が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間）</li><li>一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日</li><li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li></ol> <p>④～⑧ (同 左)</p>               |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得申込日が第32条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合)</li> <li>取得申込日がオーストラリア証券取引所の休業日またはシドニーの銀行休業日の場合</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</li> <li>取得申込日がオーストラリア証券取引所の休業日またはシドニーの銀行休業日</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第40条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一部解約の実行の請求日が第32条に定める計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の5営業日前以降の4営業日間となる場合)</li> <li>一部解約の実行の請求日がオーストラリア証券取引所の休業日またはシドニーの銀行休業日の場合</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑧ (略)</p>          | <p>(一部解約)<br/>第40条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、<u>一部解約の実行の請求日</u>が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第32条に定める計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前以降の4営業日間)</li> <li>一部解約の実行の請求日がオーストラリア証券取引所の休業日またはシドニーの銀行休業日</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑧ (同 左)</p>                 |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>取得申込日が第32条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合)</u></li> <li>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li> <li>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、<u>取得申込日</u>が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</u></li> <li>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第41条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>一部解約の実行の請求日が第32条に定める計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間となる場合)</u></li> <li>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li> <li>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑧ (略)</p>          | <p>(一部解約)<br/>第41条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、<u>一部解約の実行の請求日</u>が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第32条に定める計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間)</li> <li>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑧ (同 左)</p>                               |

約款の新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第12条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. <u>取得申込日が第31条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合)</u></p> <p>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第20条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第12条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、<u>取得申込日</u>が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. <u>第31条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</u></p> <p>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第20条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第39条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. <u>一部解約の実行の請求日が第31条に定める計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間となる場合)</u></p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第20条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧ (略)</p>          | <p>(一部解約)<br/>第39条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、<u>一部解約の実行の請求日</u>が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 第31条に定める計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間)</p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第20条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>                               |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. <u>取得申込日が第41条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合)</u></p> <p>2. 取得申込日がシンガポール証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日の場合</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、<u>取得申込日</u>が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. <u>第41条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</u></p> <p>2. 取得申込日がシンガポール証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第50条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. <u>一部解約の実行の請求日が第41条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間となる場合)</u></p> <p>2. 一部解約の実行の請求日がシンガポール証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日の場合</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧ (略)</p>          | <p>(一部解約)<br/>第50条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、<u>一部解約の実行の請求日</u>が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 第41条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</p> <p>2. 一部解約の実行の請求日がシンガポール証券取引所の休業日またはシンガポールの銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧ (同 左)</p>                               |

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 約款

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 為替ヘッジあり 約款

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得申込日が第32条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合)</li> <li>取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</li> <li>取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第40条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一部解約の実行の請求日が第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間となる場合)</li> <li>一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑧ (略)</p>        | <p>(一部解約)<br/>第40条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、<u>一部解約の実行の請求日</u>が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</li> <li>一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑧ (同 左)</p>               |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. <u>取得申込日が第32条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合)</u></p> <p>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、<u>取得申込日が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</u></p> <p>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</u></p> <p>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第40条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けけないものとします。</p> <p>1. <u>一部解約の実行の請求日が第32条に定める計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の8営業日前以降の7営業日間となる場合)</u></p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、</p>  | <p>(一部解約)<br/>第40条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、<u>一部解約の実行の請求日が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けけないものとします。</u></p> <p>1. 第32条に定める計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の8営業日前以降の7営業日間)</p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧ (略)</p> | <p>業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧ (同 左)</p> |
|--|--|



約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得申込日が第32条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合)</li> <li>取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、<u>取得申込日</u>が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</li> <li>取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第40条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一部解約の実行の請求日が第32条に定める計算期間終了日の5営業日前以降の4営業日間となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、<u>一部解約の実行の請求日</u>が当該計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間となる場合)</li> <li>一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑧ (略)</p>   | <p>(一部解約)<br/>第40条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、<u>一部解約の実行の請求日</u>が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第32条に定める計算期間終了日の5営業日前以降の4営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前以降の5営業日間)</li> <li>一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、フランクフルト証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑧ (同 左)</p>                        |

約 款 の 新 旧 対 照 表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. <u>取得申込日が第32条に定める計算期間終了日の2営業日前となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、取得申込日が当該計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間となる場合)</u></p> <p>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑥ (略)</p> | <p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)<br/>第13条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、<u>取得申込日</u>が次の各号に該当する場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. <u>第32条に定める計算期間終了日の3営業日前以降の2営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前以降の3営業日間)</u></p> <p>2. 取得申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑥ (同 左)</p> |
| <p>(一部解約)<br/>第40条<br/>①～② (略)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. <u>一部解約の実行の請求日が第32条に定める計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間となる場合 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、一部解約の実行の請求日が当該計算期間終了日の8営業日前以降の7営業日間となる場合)</u></p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、</p>   | <p>(一部解約)<br/>第40条<br/>①～② (同 左)</p> <p>③前2項の規定にかかわらず、<u>一部解約の実行の請求日</u>が次の各号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>1. 第32条に定める計算期間終了日の7営業日前以降の6営業日間 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の8営業日前以降の7営業日間)</p> <p>2. 一部解約の実行の請求日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日、韓国証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、サンパウロ証券取引所の休業日、シンガポール証券取引所の休業日、ムンバイの証券取引所の休業日、ヨハネスブルグ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>グ証券取引所の休業日、スイス証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日の場合</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧（略）</p> | <p>業日、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日または香港の銀行休業日</p> <p>3. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑧（同 左）</p> |
|--|--|

以上